

# 公民館講座を開催しました

## ふるさと探訪講演会「細川紙を漉いて60年」



6月25日、和紙の里細川紙紙すき家屋において、根岸光一氏を講師に迎え、ふるさと探訪講演会を開催しました。

根岸氏は、昨年11月に旭日双光章を受章され、講演では細川紙技術者協会のことや紙をすいてきた今までの苦労話、これからの後継者育成等についてお話しいただきました。

当日は、22人の方々が受講され、講演後には、細川紙と村との共存についてなど多くの質問が出されました。参加した方々は、東秩父村の紙すきの歴史に触れることができ、充実した時間を過ごすことができたようです。

## 太極拳体験教室

6月22日、29日の2日間、東小学校体育館において「太極拳体験教室」が開催され、18名の参加者は、楊式太極拳師範の大澤一夫氏の指導のもと、太極拳を体験しました。

はじめに、立禅で心を落ち着かせてから、準備運動として一段錦から四段錦を行います。その後、音楽に合わせて二十四式「白鶴の舞」を演舞し、整理運動として五段錦から八段錦を行います。そして、最後にも立禅し終了になります。

スローなテンポですが、日頃使わない筋肉を使うので、翌日筋肉痛になった方もいたようですが、参加した方々は運動不足やストレスの解消が図れたようです。



## 猫を捨てることは犯罪です!!

生まれて間もない仔猫を、無責任に捨てていく人があとを断ちません。

「野良猫が増えて困っている」「捕獲して欲しい」との依頼が村にあります。愛護動物である猫の捕獲や処分は法律で禁止されていますから、村の判断で行うことはできません。猫を捨てることは犯罪であり、法律により罰せられることになりますので、安易に猫を捨てないよう注意してください。

猫の引き取りに関しては、埼玉県動物指導センター（☎048-536-2465）が事情等を伺ったうえで有料で行います。

### ◆動物の愛護及び管理に関する法律(抜粋)

- ◎愛護動物を殺したり傷つけたりした場合  
1年以下の懲役または100万円以下の罰金
- ◎愛護動物を衰弱させるなどの虐待をした場合  
50万円以下の罰金
- ◎愛護動物を遺棄（猫を捨てる等）した場合  
50万円以下の罰金



問合せ 保健衛生課 ☎82-1777

## 中学生社会体験チャレンジ!!

7月10日から12日にかけて、村内にある10ヶ所の事業所のご協力をいただき、東秩父中学校の1年生がそれぞれ社会体験を行いました。

生徒たちは、慣れない環境の中で、悪戦苦闘しながらも、一生懸命取り組んでいました。

わずか3日間でしたが、この貴重な体験が将来の進路を決めるうえでおいに役立つことでしょう。



◀東秩父郵便局  
にっこり笑顔で  
対応しています。

東秩父村 ▶  
ふるさと館  
土器の大き  
さや形を測  
りました。

